

スラーム金融の先駆的な事例であるミート・ガムル貯蓄銀行とナーセル・ソーシャル銀行の沿革について述べ、第2節で民間イスラーム銀行の発展と再編についてまとめたうえで、現在のイスラーム金融の規模を概観する。第3節ではエジプトにおけるイスラーム金融の停滞の要因について検討し、最後にまとめを行う。

第1節 エジプトにおけるイスラーム金融の起源

エジプトにおいてイスラーム金融は1960年代のミート・ガムルにおける貯蓄銀行から実践された。それは非宗教的あるいは世俗的（secular）な政府機関であったが、政治的な理由から数年で挫折した。1970年代初頭に設立されたイスラーム金融で知られるナーセル・ソーシャル銀行も銀行の名がついているものの社会福祉を目的とする行政機関である。全エジプト国民を対象とし、ムスリムだけを優遇するということはない。このふたつの機関における法律上の形態とイスラーム金融の実践について整理しながら、1960～1970年代に発足したエジプトにおける先駆的なイスラーム金融の特徴を分析する。

1. ミート・ガムル貯蓄銀行

エジプトは1960年代にイスラーム金融によるミート・ガムル貯蓄銀行を設立したことで知られる。当時のエジプトでは、1952年7月革命を経て、ナーセル政権がアラブ社会主義を標榜していく過程にあった（法的には1962年の国民行動憲章で確立された）。政府は、1959年に国内貯蓄奨励のための調査団を海外に派遣し、翌年には経済省に貯蓄奨励委員会を設立した。この間、政府はエジプトを支配していた英仏の資本によって設立された銀行の国有化を進めており、郵便貯金や公共部門商業銀行への預金を促進する一方で、1961年には貯蓄機関を設立し、地域社会の発展に資する貯蓄銀行ないしは国内貯蓄センターの設立を図った（*Al-Ahrām al-iqtisādī*,

1 February 1964, pp. 32-33)。

この貯蓄銀行制度は、エル＝ナッガール (Ahmad el-Naggar)⁽¹⁾ がドイツ留学中にドイツの協同組合と貯蓄銀行制度を研究し、同政府から資金・技術協力も受け、エジプトに導入した。プロジェクト実行に際しては、産業構造、人口、教育水準、賃金など経済・社会的な条件を勘案し、ダカフリーヤ県を選択し、1963年に人口4万8000人のミート・ガムル (Mit Ghamr) 地区に最初の貯蓄銀行を設立した (Ready [1967])。これが後のミート・ガムル貯蓄銀行となる (Mayer [1985, 再版 393])。

エル＝ナッガールはこの貯蓄制度を無利子銀行とした。ただし、彼は必ずしもイスラーム金融を唱導してきたわけではなく、地方・農村で新たに顧客を集めるためにイスラーム金融手法を採用した。当時、ナーセル政権とエジプトの国家体制のイスラーム化を目的としたムスリム同胞団とが対立している政治的状況下にあったため⁽²⁾、実態がイスラーム金融であることを隠し、当時のアル＝カイスニー経済大臣を説得し、ナーセル大統領からも了承を受けたといわれる (Mayer [1985, 再版 393-397])。無利子銀行システムは (金利は資本主義の根幹なので) 社会主義政権で容認されたといわれる。この貯蓄銀行の業務は以下のとおりであった (表1)。①預金では無利子の貯蓄口座 (savings accounts) と損益分配方式にもとづく投資口座 (investment accounts) を設定した。②融資では無利子融資であるカルド・ハサン (*qard ḥasan*) とムシャーラカ (*mushāraka*) 融資、③投資ではムダーラバ (*muḍāraba*)、そして④社会サービスではザカート (*zakā*) を実行するものであった。

この貯蓄銀行は国民の支持を集め、初年度に預金者1万7560人、預金額4万エジプト・ポンド (以下、ポンド) で開始した。当初は1965年から5年間に25の貯蓄銀行の設立が計画され、ダカフリーヤ、カイロ、ガルビーヤの各県で設立が進んだが、1967年に全体で9行に達したところで中止となった (表2)。預金者の構成をみると、学校の生徒が貯蓄口座の53.5%、投資口座の38.0%を占めていた。このような実績から、既存の銀行と取引をすることのなかった地方の特定の階層からの貯蓄を動員した点で、イスラーム金融を実態として計画したこの貯蓄銀行はその目的を達

表1 貯蓄銀行の業務内容

| | | |
|-------|------------------------|---|
| 1. 預金 | (1) 貯蓄口座 | 最低預金額は5キルシュで、引出は随時可能。金利はつかない。生徒の少額貯蓄には貯金切手を発行 |
| | (2) 投資口座 | 最低預金額は1エジプト・ポンド。引出は銀行に対し次会計年度前に通告が必要 |
| 2. 融資 | (1) 無利子融資 | 中・低所得者を対象に、その生活水準引き上げのため、上限300エジプト・ポンドを融資。返済期限は2年。ただし、手数料を徴収した |
| | (2) ムシャーラカ 融資 | 上限2000エジプト・ポンドで借入者のプロジェクトに融資する。銀行のシェアは契約ごとに異なるが利益の10%から30%の間である。返済期限は2年 |
| 3. 投資 | 投資例 (1) Mit Gamr | (a) レンガ・建築資材工場：日産3万個、80人雇用、投資額2万9000エジプト・ポンド (b) Mit Gamr 学校(初等および準備学校), 1万エジプト・ポンド。 (c) 輸送機器プロジェクト：3台(トレーラー)、資本金1万7500エジプト・ポンド |
| | 投資例 (2) Al Monsoura | マカロニ製造工場：労働者60人、資本金2万エジプト・ポンド |

(出所) *Al-Ahrām al-iqtisādī*, 15 September 1969 の記述から筆者作成。

(注) 1キルシュは100分の1エジプト・ポンド。

表2 貯蓄銀行の残高および口座数 (1967年6月末)

(単位：エジプト・ポンド)

| 設立日 | 残高 | | 口座数 | | 平均預金額 | | |
|-------------------|----------|----------------|---------|---------------|------------|-------|--------|
| | 貯蓄口座 | 投資口座 | 貯蓄口座 | 投資口座 | 貯蓄口座 | 投資口座 | |
| ダカフリーアおよびガルビーア | | | | | | | |
| Mit Gamr | 1963年7月 | 92,028 | 171,050 | 57,474 | 3,794 | 1,601 | 45,084 |
| Sherbin | 1965年8月 | 16,014 | 8,554 | 19,185 | 440 | 0,835 | 19,441 |
| Al-Monsoura | 1965年9月 | 113,347 | 65,675 | 71,056 | 3,081 | 1,595 | 21,316 |
| Dekernes | 1965年10月 | 29,384 | 7,869 | 33,516 | 973 | 0,877 | 8,087 |
| Zefta | 1965年12月 | 25,909 | 15,229 | 33,461 | 987 | 0,774 | 15,430 |
| Bikas | 1966年10月 | 9,305 | 2,971 | 10,169 | 385 | 0,915 | 7,717 |
| 小計 | | 285,987 | 271,348 | 224,861 | 9,660 | 1,272 | 28,090 |
| カイロ | | | | | | | |
| Heliopolis | 1965年7月 | 63,861 | 186,689 | 50,741 | 7,984 | 1,259 | 23,383 |
| Qasr el-Ainy | 1965年10月 | 37,096 | 36,775 | 34,697 | 3,343 | 1,069 | 11,001 |
| Mahatta El-Qahira | 1966年7月 | 50,348 | 24,434 | 18,533 | 1,818 | 2,717 | 13,440 |
| 小計 | | 151,305 | 247,898 | 103,971 | 13,145 | 1,455 | 18,859 |
| 総計 | | 437,292 | 519,246 | 328,832 | 22,805 | 1,330 | 22,769 |

(出所) *Al-Ahrām al-iqtisādī*, 15 September 1969, P12 を筆者が誤記を校正したもの(太文字)。

(注) ダカフリーアおよびガルビーアのうち、Zeftaのみガルビーア。

成していたことは明らかであった。

しかし、この貯蓄銀行に対する評価を公共部門商業銀行のひとつである National Bank of Egypt (NBE) が担当したが、その結論は厳しいものであった。主要な点は、第1に融資政策が不明確で、本来、手工業や産業に融資すべきところが消費のために融資された（融資実行額は1967年末時点で7万232ポンド）。第2に、1965年に一元的に投資をするために投資機関を設立したが、それは十分機能せず、やがて廃止した。第3に、融資プロジェクトに対して十分な監視を行えず、会計検査院が協力することになった。第4に、投資プロジェクトの利益や損失を無視して投資口座に年率6%の配当を払うなど金融機関として問題があった（*Al-Ahrām al-iqtisādī*, No.339, 1 October 1969, pp. 6-9）。

成功の半面、前述のような資金運用という金融仲介機能のもうひとつの側面への批判も妥当であったかもしれない。ただし、エジプトでは中央集権化した国営銀行も非効率であったことを考慮すると、その評価の背景には、前述したようにナーセル政権がムスリム同胞団と対立していた時期における政治的な意思（イスラーム銀行がもつ資本主義とイスラームの混合的な性格は社会主義政権には脅威である）が働いていたことも明らかであろう。

その後、この評価に従い、1968年に政府はその資産をNBEに移し、その支店も1973年に閉鎖した。このような状況のなかでエジプト中央銀行はイスラーム銀行法を立法化するか、コンベンショナルの体系による銀行・信用法（法律1957年第163号）のなかにイスラーム金融の項目を入れるか検討したが、最終的に制度変更は行わなかった。イスラーム銀行を法制化すると、国民の間で何がイスラーム的で、何がそうでないかの議論が生じ、政府は既存のコンベンショナルな銀行体系に混乱を招く事を危惧したものととも考えられる（Mohieldin [1997:14]）。これは今日の問題でもある。

エル＝ナッガールは後に Islamic Development Bank (IDB) の設立に寄与するとともに、この貯蓄銀行制度は次のナーセル・ソーシャル銀行の設立に影響を与えた。

2. ナーセル・ソーシャル銀行

エジプトのイスラーム金融では現存のナーセル・ソーシャル銀行 (Nasser Social Bank: NSB) が広く知られるが、それは銀行の名をつけた社会福祉を目的とした行政機関である。ナーセル・ソーシャル銀行はサーダート大統領の指導により法律 1971 年第 66 号で設立され、1972 年 7 月 25 日から営業を開始した。その目的はアラブ社会主義のスローガンである充足 (sufficiency, *kifāya*) と公正 (justice, *‘adl*) を実現させることにあり、雇用の創出や社会問題 (貧困等) の解決を目指すものであった。当時はナーセルの死去 (1970 年) 後にサーダートがアラブ社会主義勢力を肅正し (1971 年 5 月)、親イスラーム政策 (左翼勢力へ対抗するため) へ転換したばかりの政治状況下であり、新体制の恩恵を国民に与えることを目的とした。

このナーセル・ソーシャル銀行は宗教的権限のない当時の社会問題省 (現社会連帯省) が管轄し、国家予算で助成されていた。そして、同行はイスラーム金融用語を採用しているものの、対象はすべてのエジプト国民であり (第 2 条)、ムスリムを優遇することは法律上認められない。また、銀行業として中央銀行には登録されず、銀行・信用法 (法律 1957 年 163 号) の規制から免除され、財務省への報告が義務づけられていた (Mayer [1985])。

その後、エジプト内で営業する銀行の競争条件を平等にするため、また中央銀行の信用、外貨、金融政策の目標を実現させるために、1981 年 8 月に大統領令が出され、ナーセル・ソーシャル銀行はアラブ・アフリカ・国際銀行、ファイサル・イスラーム銀行 (後述) とともに、銀行・信用法に従うことになった (Mayer [1985: 再版 397], *Al-Ahrām*, 1 September 1981, P.1, 9)。

ただし、ナーセル・ソーシャル銀行は (民間銀行とは異なり) 無利子融資、ザカート制度などの社会的目的のための制度があることから、中央銀行の監査に従うとしても、その影響は限定的であると考えられた (*Al-Ahrām*, 2 September 1981, P.9)。その後、中央銀行への登録は考慮され続けてきたが (Mohieldin [1997])、現在まで、ナーセル・ソーシャル銀行は中央銀行には登録されておらず、中央銀行の監督からは免除されていると考えられる。

その資源は自己資金、預金、ムダーラバ資金、ザカート資金などであり、資本金は設立時 120 万ポンドであったが、その後政府による増資が幾度となく行われている (Nasser Social Bank [n.d.]⁹⁾。リバーと見なされる金利としてのファーイダ (*fā'ida*) ではなく、利益としてのアーイド (*'ā'id*) を用い、公共・民間プロジェクト参加、ムシャーラカ融資 (小規模工場の拡張など)、生産的融資 (耐久消費財所有)、自動車所有融資 (乗用車・商用車) を行う。これらを通じ、手工業者、農民、労働者に対して機械、トラクター、自動車 (タクシー用など) などの所有を促進し、所得の上昇と雇用の創出 (自営業の助成) に貢献する。住宅取得・改修への融資や結婚・治療、入学、葬式費用・巡礼費用への社会的無利子融資なども行う¹⁰⁾。

このように、イスラーム銀行の先駆的な機関である廃止されたミート・ガムル貯蓄銀行と現存のナーセル・ソーシャル銀行の目的は、通常では既存の (金利付きの) 商業銀行との取引を忌避した都市部の階層や、商業銀行への不信感から銀行との取引を回避してきた階層、そして貧しいために銀行と取引する機会がなかった農村の階層へ金融サービスを提供することであった。そのためこのふたつの機関はともに世俗的な性格のものでありながら、伝統的でイスラームの価値を墨守する国民をサービスの対象としたため、イスラームの形式・用語を採用したと考えられる。そして、このふたつの機関は社会的な格差を是正するために、他のコンベンショナルな銀行と共存して活動することを目的としており、コンベンショナルな銀行に代替することを目的とするイスラーム銀行とはロジックが異なるとも考えられる (Soliman [2004: 267-269])。

しかしながらナーセル・ソーシャル銀行では (ミート・ガムル貯蓄銀行と異なり)、イスラーム金融の主要な原則のひとつである損益分配方式にもとづいた利益の割合ではなく、元本と年率 1% のチャージを借入者から徴収した。このチャージは返済における不足の損失をカバーするための協同組分的保険料とみなされた (Mayer [1985: 再版 397-403])。また、近年での同行の説明では、生産的融資、ムシャーラカ融資、自動車所有融資では、優遇のアーイドが課せられるとある (年率で何%かは明示されていない)。このように、典型的なイスラーム金融とは異なった手法を採用しているが、

ナーセル・ソーシャル銀行は「中東における社会的発展のための最初のイスラーム銀行」あるいは「世界におけるソーシャル銀行とイスラーム銀行の指導的銀行」を名乗っており、イスラーム銀行としての性格を主張している。

第2節 イスラーム銀行（専業および兼業）の沿革と現状

つぎに1970年代に設立の始まる民間部門そして公共部門のイスラーム銀行の沿革と発展の経緯を述べ、最近のイスラーム金融の規模について概観する。

1. ファイサル・イスラーム銀行の設立とイスラーム金融政策

民間部門におけるイスラーム銀行の設立は、1970年代のエジプトの門戸開放政策そして銀行部門への外国・民間投資の認可を経てから始まる。それまでの社会主義経済体制下で商業銀行は公共部門銀行の4行（規模順に、前述のNBE、ミスル銀行、カイロ銀行、アレクサンドリア銀行）しかなかったが、これら公共部門銀行と欧米やアラブ資本との合弁銀行が続々と設立された。商業銀行は1980年に15行、1985年には39行に至った。投資・ビジネス銀行は1980年に11行に達した（その後新たな設立はなかった）。このような民間部門銀行設立ラッシュのなかでイスラーム銀行も設立された。なお、今日では商業銀行と投資・ビジネス銀行との区別はなくなり、2009年3月時点で銀行部門の再編で民間商業銀行は26行となっている⁶⁾。

エジプトにおける最初の、しかも現在においても最大のイスラーム専業銀行はファイサル・イスラーム銀行であり、「ファイサル・イスラーム銀行の設立に関する法（法律1977年第48号）」により設立された（この間、1978年には後述の民間の小銀行であるNile Bank〔兼業〕が登録されている）。イスラーム世界の連帯と協力を願望した故ファイサル・サウジアラビア国王の遺志を継いだムハンマド・アル＝ファイサル（Mohamed Al-

Faisal Al Saud) 殿下が設立したもので、DMI (Dar Al-Mal Al-Islami) のグループに属している。その設立の背景にはサウジアラビアと対立していたナセル大統領が1970年に急死したことがあり、その後継者となったサーダート大統領が、親イスラーム、親サウジアラビアの政策を実行し、同行の設立を認可するとともに、イスラームの寄進財産を管掌するワクフ省がそれを支援した。

その設立法は21条からなり、その第3条で銀行業務はシャリーアにもとづくこと、とくにリバーが関わる取引の禁止とザカートの支払を規定している。ザカートの活動に関してシャリーアに適格かどうかについては、アル=アズハルのシェイフとワクフ大臣が監督する。またシャリーア・ボード (Religious Supervisory Board: RSB) の設置を規定している。以下、国有化や接收から免除されること (第9条)、外貨取引や公共機関・公益機関を規制する法律から免除されること (第10条)、利益・配当に関する15年の免税措置 (第11条) などが規定された。第19条で臨時総会はイスラーム金融機関 (*maşraf Islāmī*) に関する変更だけはできないことを規定している。

ファイサル・イスラーム銀行の定款はワクフ省令1977年第77号により、7章67条で規定されており、会社法(法律1954年第26号)、銀行・信用法(法律1957年第法163号)、そして前記設立法にもとづいている。第1章第1条は、前記設立法により、イスラーム法で禁止されているもの(とくにリバー)を行わないイスラーム銀行としてライセンスを受けたことを述べている。以下、紙幅のため簡略するが、第2章では発足時の資本構成を規定している。総資本8万株(1株100米ドル)のうち、サウジ側は49%に相当する3万9200株のうちアル=ファイサル殿下が2万200株を保有する(このうち、盟友でAl Baraka Banking Groupの総帥であるSaleh Kamel氏も2000株を所有)。エジプト側51%の大半はエジプトのワクフ関係機関が保有した(その設立にはワクフ省大臣が大きな役割を果たし、この意味からは完全な民間銀行というわけでもないということもできる)。

このように、ファイサル・イスラーム銀行には投資法(法律1974年第43号: アラブ・外国投資・フリーゾーン法)を超越した優遇措置が与えられ、1979年6月14日に中央銀行に登録を行い、1979年7月5日から営

業を開始した。しかし、その直後の1981年に、法律1981年第42号により（その後は法律1996年第97号でも改正されている）、その優遇措置のメリットを失った。同法はエジプトにおいて営業している銀行間での均衡化を図るもので、前述の設立法の第10条、第11条も廃止し、寛大であった免税期間は15年から5年に短縮され、外貨取引での優遇措置もなくなった。そして、とくに重要な政策転換として、同行を中央銀行の監督・規制下に置くとともに、政府はこのような特別法による新たなイスラーム銀行の設立を止めたことである（Soliman [2004:272]）。その背景に政治的な意思が働いたことは否定できないと思われる。

このような政策転換の背景には、一旦イスラーム銀行を定義すると、現存のコンベンショナルな銀行はシャリーアに反することになり、このことによって、これまでに確立されてきたコンベンショナルな銀行制度の体系を混乱させてしまうとの危惧があった。エジプト政府はそのような事態を望まないと同時に、イランやパキスタンのような、経済全般のイスラーム化を進めるような意図はなかった。国家とイスラーム運動との関係で、Soliman [2004: 273] はサーダート大統領はイスラーム勢力を奨励したが、結局その一派に1981年10月に暗殺されたことを引き合いに出し、イスラーム主義に対する国家の政策におけるパラドックスについて述べている。たとえば、政府がイスラーム銀行を奨励すると、直ちに政府はリバーを扱う高利（usury）の金融機関を認めているという理由で信任されなくなる。この観点からは、エジプト政府としては、イスラーム銀行を定義したり制度化したりしないまま、銀行を規制する方が妥当なのである。実際に、中央銀行はイスラーム金融を多様化した銀行業務形態のひとつとみなし、（ヨルダン等とは異なり）いわゆるイスラーム銀行法を制定しないまま、イスラーム銀行をコンベンショナルの銀行と区別せずに、同じ現行の統一銀行法（中央銀行・銀行・通貨に関する法[法律2003年第88号]）の枠内で規制・管理するという政策を継続している。このような観点からは、コンベンショナルな銀行がシャリーアに反しないとみなすことができるならば、第1章でも指摘しているように、それは政治的に大きな意味をもつことなのである。

そして、エジプト政府・中央銀行は、いわゆるイスラーム銀行法を法制化していない。現行の統一銀行法⁶⁾でもイスラーム銀行やイスラーム支店の定義はなく、そのためにイスラーム金融に関する包括的しかも詳細なデータの入手が困難であるという問題がある。そのため、先行研究も主なイスラーム銀行（統合で消滅した銀行もある）のフィールド・サーベイを主として行わざるを得なかった。

2. 民間イスラーム銀行の設立と再編

1980年前後から民間部門でイスラーム銀行が続々と設立されたが、その経営は決して順調なものではなく近年に再編が行われている。その結果、現時点ではイスラーム専門銀行は、ファイサル・イスラーム銀行とエジプト・サウジ金融銀行（Egyptian Saudi Finance Bank: ESFB, 以下サウジ金融銀行）の2行である。サウジ金融銀行の前身は1980年に投資法により商業銀行として設立されたPyramids Bank（あるいはAl Ahrām Bank）である。同行はイスラーム銀行を標榜したが、1980年代半ばに、金融不祥事で有罪となった有名な両替商との取引などが原因で、4つの公共部門商業銀行に救済された。その後、Al Baraka Banking Groupが中央銀行の認可を受け、1988年にその経営権を掌握した（Al Baraka Egyptとも称される）。

イスラーム国際投資開発銀行（Islamic International Bank for Investment and Development: IIBID）は、1980年に投資法および副首相・計画・金融・経済相令1980年第115号で設立されたエジプトの代表的なイスラーム銀行（銀行法では、投資・ビジネス銀行）であったが、1980年代後半にシャリーアでは禁止されている外貨・貴金属への投機を行ったうえに、それが失敗し、さらにイスラーム投資会社（後述）の拡大・破綻の影響を受けて経営は悪化し、公共部門商業銀行や保険会社が経営権を掌握していた。その再建のため中央銀行は同様に経営不振であったイスラーム兼業銀行のNile BankとUnited Bank of Egyptの3行を統合させ、中央銀行の介入により、イスラーム兼業銀行ユナイテッド・バンク（以下UB, *Al-Maṣraf al-muttaḥid*）として、再建を行うことにした（資本金は10億ポンドで中央銀

行のシェアは99.9%)⁷⁾。

また、近年2つの有力なイスラーム兼業銀行が湾岸資本に買収された。1980年に投資法により設立されたAl Watany Bank of Egypt (AWB)は2007年8月にNational Bank of Kuwait (NBK)により買収された。2007年時点で26支店のうち、2支店がイスラーム支店であり(ギーザとアレクサンドリア)、バランスシートにイスラーム取引を計上している数少ない銀行である。ちなみに、預金等ではイスラーム金融取引関係の記述はなく、イスラーム金融手法による融資のみが記載され、その額は2007年末で約4億900万ポンド(全融資額の5.7%)である。1980年に商業銀行として設立されたNational Bank for Development (NBD)も2007年にAbu Dhabi Islamic BankとEmirates International Industrial Bankが経営権を取得した。68支店のうち、19がイスラーム取引支店であった。

現在のエジプトにおける民間部門の主要なイスラーム銀行は、専業銀行2行(ファイサル・イスラーム銀行、サウジ金融銀行)と兼業銀行3行(UB, AWB, NBD)である。このほかにArab Investment Bank (AIB)の2支店(カイロとアレクサンドリア)、Egyptian Gulf Bank (EGB)の1支店(カイロ)などがある。これら主要な有力銀行の店舗の配置は表3のとおりである。この分布からはイスラーム金融は経済活動・人口が集中している都市部のカイロ、ギーザ、そしてアレクサンドリアに配備されていることがわかる。ダカフリーヤやガルビーヤなどにもイスラーム金融は進出しているが、これは前述した貯蓄銀行の経験がある地域でもある。その他の県ではイスラーム金融へのアクセスは容易ではないことがわかる。

3. 公共部門銀行のイスラーム取引支店(ミスル銀行)

公共部門商業銀行のひとつであるミスル銀行(Banque Misr: BM)は中央銀行の要請を受け、1980年からイスラーム支店を開設し始めた。ミスル銀行は、イギリス資本で設立されたNBE(1898年設立)とは異なり、純粋なエジプト資本で1920年に設立され、エジプトの産業の育成に貢献してきた(銀行部門は1960年代にはすべて国有化された)。ミスル銀行の

最初のイスラーム支店はアル=フセイン・イスラーム支店で、その登録は1979年で、ファイサル・イスラーム銀行の営業開始前に計画され、1980年に開店した。2008年時点でイスラーム支店は32支店となっている。

イスラーム支店の開店当初から預金は増大した。同行のコンベンショナルな支店からイスラーム支店へ預金を移動した人も多かったと分析された。その要因としては、第1にコンベンショナルな銀行の預金金利と対等あるいはそれ以上の配当を支払った、第2にイスラームのイメージにより、リバーを受け取ることへの罪悪感が除去される、第3に公共部門本体の実

表3 イスラーム銀行・支店配置図

| | 人口 | FIBE | ESFB | NBD | BM | UB |
|----------------|---------|-------|-------|-----|----|----|
| Egypt | 65335.6 | 23(3) | 24(4) | 18 | 32 | 37 |
| Cairo | 7338.1 | 6 | 10(1) | 2 | 7 | 15 |
| Alexandria | 3607.5 | 3(1) | 4(1) | 1 | 1 | 4 |
| Port Said | 509.4 | | | | 1 | |
| Suez | 456.6 | 1 | | | | |
| Damietta | 1004.9 | 1 | | 2 | | 1 |
| Dakahliya | 4616.7 | 1 | 1 | | 2 | 6 |
| Sharkiya | 4747.4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| Qalyoubiya | 3621.6 | 1 | | 1 | 1 | |
| Kafr el-Sheikh | 2425.9 | | | 3 | 1 | |
| Gharbiya | 3693.2 | 2 | 1(1) | 2 | 3 | 2 |
| Menufiya | 3024.7 | | | 1 | 2 | |
| Al Behera | 4384.1 | 1 | | | 1 | 1 |
| Ismailia | 798.7 | | | | 1 | |
| Giza | 5262.3 | 3(1) | 6(1) | 2 | 1 | 5 |
| Beni Suwef | 2085.6 | | | | 1 | |
| El-Faiyoum | 2235.7 | | | | 1 | |
| Minia | 3734.6 | | | 1 | 2 | 1 |
| Assyout | 3262.3 | 1 | | 1 | | |
| Sohag | 3525.8 | 1 | | 1 | 2 | 1 |
| Luxor | 396.4 | | | | 1 | |
| Aswan | 1051.9 | 1(1) | | | 1 | |
| Red Sea | 173.7 | | | | 1 | |
| North Sinai | 284.3 | | | | 1 | |
| South Sainai | 60.9 | | 1 | | | |

(出所) 2009年12月時点で各行のHPから筆者作成。()内は新設。

(注) 人口については、Egypt: Human Development Report 2003, UNDPから作成。

績から高い信用があった、などが指摘される。その後、1980年代後半にイスラーム銀行（専業および兼業）やイスラーム投資会社（後述）の経営破綻が噂されるようになると、さらに、これらのイスラーム金融機関からミスル銀行のイスラーム支店への預金流入が続いたと言われる（Mohieldin [1997], Soliman [2004]）。

一般に、兼業銀行の財務報告ではイスラーム金融部分の項目を設けて記載することはない。ミスル銀行でもイスラーム預金は他の預金と分離されて運営されているとあるが、その額に関する記載はない。このようにして、その実態は明らかではなく、ミスル銀行をはじめとして兼業銀行のイスラーム資産の把握は困難である。ただし、ミスル銀行イスラーム支店の預金がミスル銀行全体の預金に占める割合を推定した研究もあり（Soliman [2004:278-279]）、そこでは、1981年の1%前後からスタートし、1986年に8%弱となり、1990年に12.5%でピークとなったが、その後10%～12%で推移している。

表4 1990年におけるイスラーム銀行の預金・資産額
(単位:100万エジプト・ポンド)

| | 支店数 | | 総預金 | | 総資産 | | 一支店平均 | |
|-------------|-------|--------|--------|--------|---------|--------|-------|-------|
| | 数 | % | 額 | % | 額 | % | 総預金 | 総資産 |
| イスラーム銀行 | 42 | 3.90 | 5,072 | 7.52 | 6,576 | 6.13 | 120.8 | 156.6 |
| FIBE | 12 | 1.11 | 4,142 | 6.14 | 4,944 | 4.61 | 345.2 | 412.0 |
| IIBID | 7 | 0.65 | 732 | 1.09 | 1,072 | 1.00 | 104.6 | 153.1 |
| NSB | 23 | 2.14 | 198 | 0.29 | 560 | 0.52 | 8.6 | 24.3 |
| イスラーム支店 | 62 | 5.76 | 1,815 | 2.69 | 2200* | 2.05 | 29.3 | 35.5 |
| 公共部門銀行 | 26 | 2.41 | 1,340 | 1.99 | 1,518 | 1.42 | 51.5 | 58.4 |
| 合弁銀行 | 24 | 2.23 | 284 | 0.42 | 350 | 0.33 | 11.8 | 14.6 |
| 民間部門銀行 | 12 | 1.11 | 191 | 0.28 | 252 | 0.24 | 15.9 | 21.0 |
| イスラーム銀行・支店計 | 104 | 9.66 | 6,887 | 10.22 | 8,776 | 8.19 | 66.2 | 84.4 |
| 商業銀行・投資銀行等 | 973 | 90.34 | 60,524 | 89.78 | 98,442 | 91.81 | 62.2 | 101.2 |
| 総計 | 1,077 | 100.00 | 67,411 | 100.00 | 107,218 | 100.00 | | |

(出所) Kazarian [1993: 134, 135, 184] から筆者作成。

(注) *表全体は Kazarian [1993] の P134 と P135 を合成して作成し、イスラーム支店の総資産の内訳は P184 を挿入したものの。ただし、その総資産額の 2200 という数字は P135 および P184 で掲載されているが、その内訳の合計 2120 であり、一致していないことに注意されたい。なお、文中でその内訳への言及はなく、P184 の脚注で、中央銀行の銀行監督局から入手したと説明がある。

4. イスラーム銀行の現状

イスラーム銀行の活動規模に関しては古くは Kazarian [1993] の分析がある。そこではイスラーム銀行として、ファイサル・イスラーム銀行、ナーセル・ソーシャル銀行、イスラーム国際投資開発銀行の3行を取り上げている。兼業銀行のイスラーム支店については中央銀行のデータには不明確なことが多いため、ミスル銀行、NBD そして Nile Bank でフィールド・サーベイを行ったものを利用している。その推定によると、1990年時点の専

表5 イスラーム銀行の預金

| 総資産に占める割合 | | (単位: %) | | | | | |
|-----------|------|---------|------|------|------|------|------|
| | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 |
| FIBE | 2.54 | 2.41 | 2.38 | 2.33 | 2.53 | 2.32 | 2.06 |
| ESFB | 0.56 | 0.58 | 0.71 | 0.83 | 0.96 | 0.96 | 0.96 |
| 合計 | 3.10 | 2.99 | 3.09 | 3.16 | 3.49 | 3.28 | 3.02 |
| 総預金に占める割合 | | (単位: %) | | | | | |
| | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 |
| FIBE | 3.20 | 3.08 | 2.95 | 2.84 | 3.07 | 3.11 | 2.93 |
| ESFB | 0.73 | 0.76 | 0.90 | 0.98 | 1.15 | 1.26 | 1.25 |
| 合計 | 3.93 | 3.84 | 3.85 | 3.82 | 4.22 | 4.37 | 4.18 |

(出所) ファイサル・イスラーム銀行 (FIBE) 年報およびエジプト中央銀行年報から筆者作成。

表6 FIBE の配当率

| | | (単位: %) | | |
|----------|-----------------|-----------|-----------|-----------|
| | | 2006年12月 | 2007年12月 | 2008年12月 |
| エジプト・ポンド | 一般投資口座 | 6.06 | 6.17 | 5.35 |
| | 投資口座 (2年超) | 6.06 | 6.17 | 5.35 |
| | 貯蓄証書 (3年) | 8.16 | 8.36 | 7.82 |
| | Momaa 貯蓄証書 (7年) | 9.73 | 10.00 | 9.70 |
| | (参考) 銀行1年未満預金 | 6.90 | 6.90 | 8.20 |
| | 郵便貯金 | 9.50 | 9.50 | 9.50 |
| | 投資証書 (単利) | 9.50 | 10.00 | 10.00 |
| | 銀行貸し出し金利 | 12.70 | 12.20 | 12.50 |
| ドル | 投資口座 (2年超) | 3.26 | 3.9 | 1.67 |
| | (参考) 銀行3カ月物預金 | 4.88-5.06 | 4.38-4.56 | 1.02-1.32 |
| ユーロ | 投資口座 | 1.75 | 2.15 | 2.75 |
| | (参考) 銀行3カ月物預金 | 2.94-3.19 | 1.65-1.90 | 2.01-2.26 |

(出所) 表5に同じ。

業銀行と兼業銀行イスラーム支店の合計は、全銀行部門に対して預金で10%、資産で8%を占めていた（表4）。支店当たりの預金および資産を比較すると、専業銀行の1店舗の預金規模は兼業銀行のイスラーム支店の規模より各段に大きいことなどが示されている。

また、Soliman [2004] はファイサル・イスラーム銀行、イスラーム国際投資開発銀行そしてサウジ金融銀行の3行を対象にして分析し、その合計の預金が全銀行預金に占める割合は1986年の約10%から2000年に5%にまで低下したことを示している。

現在のイスラーム銀行の預金の動向を専業銀行であるファイサル・イスラーム銀行とサウジ金融銀行の2行から検討する。2008年末でのファイサル・イスラーム銀行の預金残高は約219億ポンド、サウジ金融銀行は約94億ポンド、両行の合計は約313億ポンドである。約134億ポンドであった2002年の約2.3倍となった。この間エジプトにおける全銀行貯蓄も増大したが、イスラーム銀行2行のシェアは2002年の3.93%から4.18%に微増している（表5）。個別にみると、ファイサル・イスラーム銀行はこの間3.20%から2.93%へ低下し、サウジ金融銀行は0.73%から1.25%へ上昇している。利益については、ファイサル・イスラーム銀行は2007年に純利益ゼロを記録したが、2008年には純利益を生み出すなど、業績の変動は著しい。しかし、一般的にエジプトのイスラーム銀行は国際的な金融危機からの影響は少なく、その理由には中央銀行の健全性規制、とくに高リスクのデリバティブや新金融商品への投資抑制があるという（ファイサル・イスラーム銀行の2007年の年報から）。

一方、公共部門銀行であるミスル銀行の2008年6月時点の預金額は約1175億ポンドであるので、単純にその10%をイスラーム預金と仮定すると、以上に述べた2つのイスラーム専業銀行の預金額合計の約3分の1に相当することになる。これらを足し合わせると、イスラーム金融の規模は7~8%程度と推測され、1990年頃の10%超から低下している。

その原因として、銀行部門全体の競争があると考えられる。エジプトではコンベンショナルな銀行が市場を支配し続けているが、そのなかでも公共部門商業銀行が総預金の約54.5%を占めている。一方、郵便貯金は

2002～2008年には約177億ポンドから668億ポンドへと約3.8倍と急速に拡大している。郵便貯金も少額の預金を動員することを考慮するとイスラーム金融と競合する可能性がある。表6で近年のファイサル・イスラーム銀行の配当実績をみると、商業銀行や郵便貯金の預金金利よりも低いことからイスラーム銀行の低迷の原因がうかがえる。

以上を要約すると、ほとんどのイスラーム銀行は1980年代後半以降経営に失敗し、直接的にも間接的にも政府の介入（あるいは救済）を受けてきた。とりわけイスラーム国際投資開発銀行の経営破綻時に公共部門商業銀行がその経営権を掌握した時には、民間のイスラーム銀行から、公共部門のコンベンショナルな銀行に転換したと議論された（Mohieldin [1997]）。後述するように、イスラーム銀行の芳しくない活動が公になるなかで、コンベンショナルな銀行の方がよりイスラーム的であるといった議論が起きるようになった。このような現象がエジプトにおけるイスラーム金融の更なる発展・拡大を阻んだといえる。

第3節 イスラーム金融の拡大と停滞の要因と将来への課題

ここでは、エジプトにおけるイスラーム金融の拡大と停滞の要因について検討する。イスラーム投資会社の失敗とそれに対するエジプト政府・中央銀行の対応を分析し、それらが合成されてイスラーム金融への不信を招いたことを述べる。続いて、コンベンショナルな銀行を擁護するタンターウィー師によるファトワーについて触れ、イスラーム金融に対する代表的な批判についても検討する。

1. 1980年代イスラーム金融の拡大

イスラーム金融は1980年代に急速に拡大した。その背景には、エジプト経済のマクロ的な状況（対内外不均衡）があり、強い金利や為替レート規制があった。金利面では人為的な低金利政策が採用され、高率のインフ

レが進行し、金利は実質的にネガティブであった。為替レートの側面では、ポンドの切り下げが継続するなかで、不完全な為替レート政策で非法法のブラックマーケットが拡大した。

このような状況下で、たとえば、1980年で商業銀行預金金利が中央銀行の規制のもとで8%であったのに対して、ファイサル・イスラーム銀行は12%もの配当を支払えた。同行は外貨預金の割合が高く、ポンド表示での預金額が膨張したという会計上の要因もある（Kazarian [1993], Mohieldin [1997]）。フォーマルにせよ、インフォーマルにせよ、イスラーム金融機関の出現は、コンベンショナルな公的銀行とは取引を望まない層からの貯蓄を動員した。

2. イスラーム投資会社とその後の金融部門

イスラーム金融が拡大する1980年代、公的な規制下になかった100あまりのイスラーム投資会社の存在が問題になり始めた。投資法と会社法にもとづき設立されたが、財務内容などの実態を明らかにしない投資会社が、イスラーム金融を標榜し、損益分配方式のもとでの高い配当を支払う実績で多くの預金者（投資家）を引きつけた。政府・資本市場関係者は、これらが中央銀行の規制を受けた銀行ではなく、投資会社であり、託した資金は預金ではなく投資であるためリスクがあることを預金者（投資家）に警告した。しかし、投資会社は公共部門銀行に欠ける利便性を発揮し、サウジアラビア、クウェートなど湾岸地域におけるエジプト人海外労働者の母国送金を仲介するなど、預金者（投資家）をひきつける理由がほかにもあった。

しかし、1986年秋に最大のイスラーム投資会社 Al-Rayan がシャリーアに反した金投機に失敗したニュースが流れ、取り付け騒ぎが起きた。政府は試行錯誤を経て1988年に初めて効果的な法律（法律1988年第146号）により投資会社の規定を確立し、資本市場庁は財務諸表の提出や情報開示などで厳格な規制に乗り出した。その結果、投資会社のほとんどは期限までにその規制に従う旨の報告ができず、正確な会計を行ってこなかったことばかりでなく、海外への資産の移転や資産隠しを行うことが報道された。

新たな投資者の資金を既存の投資家への高率の配当に当てていたことなども明らかになった。この投資会社全体の資金規模に関してはさまざまな推定があり、多いもので80億～120億ポンド、少ないもので50億ポンドなどであった。1986年の商業銀行の総預金額が約270億ポンドであったことを考えると、投資会社の影響は極めて大きいことがわかる。

やがて、これらの投資会社は司法のもとで、厳しい捜索を受け、資産は整理され、預金者（投資家）へ資金が返還されることになった（*Al-Ahrām al-iqtiṣādī*, 28 December 1998）。フォーマルなイスラーム銀行はこれらの投資会社が勃興した時に預金を奪われ、また、それらが破綻した時に連鎖的に預金がさらに流出し、往復で打撃を受けたともいわれた。この事件は高配当に騙された預金者にも、イスラーム金融を真摯に唱導した人にも大きな打撃であった（Mohieldin [1997], Soliman [2004] など）。この整理の過程で、政府はこれらがイスラーム的であったから整理したのではなく、既存の経済法に従い規制を行い、これらの投資会社がこれを遵守できなかったというスタンスに徹した。

3. イスラーム金融の進展とその後の停滞

1986年以降イスラーム金融は停滞し始める。イスラーム金融自体の要因として、第1に、前述した経営実態が明らかでないイスラーム投資会社の勃興と破綻で大きな打撃を受けた。第2に、イスラーム銀行独自の経営の失敗があり、とくにイスラーム国際銀行は多くの不良債権を抱え、ほぼ2年間は配当支払が遅れ、その預金の54%が取り付けにあったことがある。これらは、イスラーム金融への疑いを国民にもたせるようになった。

ただし、この時期のエジプトのマクロ経済は、1980年代半ばの石油価格の低下により、スエズ運河、海外労働者送金、観光、石油輸出が不振となりエジプト国内での流動性が縮小した。これらがコンベンショナルあるいはイスラーム金融を問わず、金融部門全体に影響を与えたことは無視できない。また、湾岸諸国と比較すると、エジプトの場合には、石油収入のような外貨の莫大な余剰がなくイスラーム銀行は零細な貯蓄者との取引が主体であるということが、イスラーム銀行の資産の発展を極めて限定的に

していることも明らかである。

このように経済が悪化し、フォーマル、インフォーマルを問わずその経営実態が明らかになりつつある 1989 年に、次項で述べるタンターウィー師のファトワーが出された。これはコンベンショナルな銀行の利子はリバーではないという趣旨で、混乱した金融市場に大きな衝撃を与えた。

4. タンターウィー師のファトワーの影響

エジプトが他の国と異なる条件下にあることのなかで重要な点は、イスラーム教の最高権威であるアル＝アズハルのグランド・イマーム（最高位の導師）であるサイエド・タンターウィー（Mohamed Sayed Tantawi）師が銀行利子はクルアーンにもスンナにも書かれておらず、ハラームでないというファトワーを 1989 年から繰り返していることである。

歴史的にエジプトでは西欧型の金融制度が発展するなかで、銀行等との取引で利子を受けることに精神的に不安であったムスリムが多いことから、法学者へ繰り返しファトワーを要求してきた。たとえば郵便局が郵便貯金の制度を設立する時に、政府は預金者の求めに応じ、当時の最高宗教指導者ムハンマド・アブドゥ（1849～1905 年）にファトワーを求めた（1904 年）。エジプトの近代化に努めた彼は、この時に、郵便貯金制度はムダーラバで行われることが望ましいと述べたといわれる。また、郵便貯金制度は、いわゆるローン貸付ではなく、預金された資金は政府が利用し、また用途も預金者と郵貯・政府の役人が相互に合意し有益な形で使うため、これを容認するファトワーも多く出された（Mallat [1996]）。

このような状況下で、タンターウィー師は銀行利子をリバーでないというファトワーを出したが、これは多数の保守的なアル＝アズハルのイスラーム学者とは意見を異にしたものであった。一般的には、銀行利子はリバーであり、このことはすでに確立しており、新たに論議しないという風潮にあるなかで、これに衝撃を与えたタンターウィー師の姿勢は、多分に、イスラーム化を望まないムバーラク政権の意向を表明したものであると考える向きが多い⁶⁾。さらに、衝撃的であったのは、彼は、イスラーム銀行

および兼業銀行のイスラーム支店に対しても、イスラーム的でないと攻撃したことである。コンベンショナルな銀行の方がイスラーム銀行よりイスラーム的であるといったその主張は、それまでのイスラーム銀行への非難を正当化するものであった。このファトワーにより、コンベンショナルな銀行への預金者は安心できたとともに、たとえば最大の公共部門商業銀行である NBE の預金は対前年比で 20% も増えたとも報じられた。

タンターウィー師が 2002 年末に改めて同様のファトワーを出した際には、このファトワーを出すにあたり、自身を金融の素人と認め、銀行家に銀行取引の内容を尋ねたうえで、イスラーム研究アカデミー (Islamic Research Academy: IRA) の決議を経た。その会合の出席者を確認すると、議長であるタンターウィー師はじめ Mufti of Egypt のアル=タイエブ (Ahmad Muhamed al-Tayeb) 師、ワクフ相のザグズーク (Mahmoud Hamdi Zaqqouq) 師、アル=アズハル大学長ハーシム (Ahmad Hashim) 師、その他 18 名の委員が参加した(反対したのは 1 人であった)⁹⁾。このファトワーに対して、エジプト国内はじめ、サウジアラビア、パキスタンなど、イスラーム金融を支持する勢力から激しい非難が浴びせられた。

タンターウィー師のファトワーと異なる立場をとる法学者は多く (El-Gamal [2003])、その代表格である前 Mufti of Egypt (1996 ~ 2002 年) のファリード・ワーセル (Nasr Farid Wassel) 師は、ファイサル・イスラーム銀行のシャリーア・ボードの役員となっている。なお、タンターウィー師は 2010 年 3 月にサウジアラビア訪問中に急死 (享年 81) した。後任には、アル=タイエブ師が大統領から任命された。アル=タイエブ師は金利に関するファトワーでタンターウィー師を支持してきたとともに、イスラーム急進派やムスリム同胞団には強硬な姿勢を貫いているといわれる (Al-Ahram Weekly Online, 25-31 March 2010)。

最後に、民間のイスラーム金融機関とムスリム同胞団との関係をみると、ファイサル・イスラーム銀行やイスラーム国際投資開発銀行の設立に関して、ムスリム同胞団関係者が積極的に関与したが、1980 年代半ばには、治安当局の圧力でこれらの銀行はその関係者を排除したといわれる。また、イスラーム金融機関の設立者は政治には関心が薄く、ひたすら金融の動機

に従事したといわれる (Soliman [2004:273-274])。

5. イスラーム銀行への批判と課題

以上みてきたように、エジプトにおけるイスラーム金融は、急激な発展の後に低迷した。1970年代から1980年代にかけて喧伝されたイスラーム金融への熱意は1990年代に入る頃には冷めたといえることができる。その理由は、金融仲介に関する失敗に加え、イスラーム投資会社の破綻そして、タンターウィー師のファトワーが合成して影響を与えたと考えられる。その結果、イスラーム金融はイスラーム銀行以外には預金しないような社会の特定の層とだけ取引するようなニッチな産業になったと理解できる。このことは、イスラームという名前だけで容易に金融市場に参入できたが、一度限りの拡大はそこで終わったともいえる。では、なぜ、そのような限界があったかという、個別の例をいくつか挙げてきたが、イスラーム金融が実行されるなかで、シャリーアにそぐわない取引が実際に行われてきたということであろう。このような批判は、イスラーム金融の唱道者、イスラーム学者、実際に経営に従事した人々などでさえも述べており、なかにはイスラーム銀行からコンベンショナルな銀行に預金を移した人もいる。

これらの批判と批判への対応を整理すると以下のとおりである。

- ①シャリーアに反した投機。非合法のイスラーム投資会社ばかりでなく、イスラーム銀行も貴金属・為替などに投機し失敗したケースが多い。この投機は、アラビア語でムダーラバであり、たとえばイスラーム国際投資開発銀行はそれを利用し、イスラーム金融の主要な投資方式であるムダーラバと同じ項目に入れ合法化しようとしたことが指摘された (Mohieldin [1997])。このような行為は今では行われていないと思われる。
- ②預金を中央銀行やコンベンショナルな銀行に預金し、利子を受け取っている。中央銀行には所要準備比率 (14%) と流動性準備率 (ボンドは 20%, 外貨が 25%) が課せられ、その規制のなかで中央銀行預金が行われ、それぞれの規定に従い、中央銀行は利子を払う。

表7 イスラーム銀行の資産構成

(単位：1000 エジプト・ポンド, %)

| | FSFB | | | | FIBE | | | |
|--------------|-----------|-------|------------|-------|------------|-------|------------|-------|
| | 2007 | | 2008 | | 2007 | | 2008 | |
| | 額 | % | 額 | % | 額 | % | 額 | % |
| 資産 | 9,014,415 | 100.0 | 10,422,897 | 100.0 | 21,719,070 | 100.0 | 23,815,935 | 100.0 |
| 現金・中央銀行預金 | 606,757 | 6.7 | 760,197 | 7.3 | 1,302,630 | 6.0 | 1,618,678 | 6.8 |
| 銀行預金 | 2,863,023 | 31.8 | 2,824,088 | 27.1 | 45,825 | 0.2 | 73,930 | 0.3 |
| 財務省証券等 | 894,153 | 9.9 | 932,058 | 8.9 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 金融投資（流通目的） | 130,788 | 1.5 | 49,846 | 0.5 | 1,243,241 | 5.7 | 294,421 | 1.2 |
| 金融投資（売却可能） | 20,422 | 0.2 | 114,889 | 1.1 | 558,330 | 2.6 | 2,696,254 | 11.3 |
| ムダーラバ・ムラーバハ等 | 3,816,811 | 42.3 | 4,742,748 | 45.5 | 15,928,904 | 73.3 | 15,719,362 | 66.0 |
| 融資 | 260 | 0.0 | 260 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 金融資産（満期前） | 289,691 | 3.2 | 664,471 | 6.4 | 1,565,838 | 7.2 | 2,290,584 | 9.6 |
| 出資 | 2,275 | 0.0 | 6,825 | 0.1 | 168,132 | 0.8 | 432,373 | 1.8 |
| その他資産 | 296,476 | 3.3 | 265,787 | 2.5 | 474,284 | 2.2 | 237,288 | 1.0 |
| 繰り延べ税金資産 | 5,692 | 0.1 | 16,131 | 0.2 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 固定資産 | 88,067 | 1.0 | 45,597 | 0.4 | 431,886 | 2.0 | 453,045 | 1.9 |

(出所) サウジ金融銀行 (ESFB), サウジ金融銀行 (ESFB) およびファイサル・イスラーム銀行 (FIBE) の年報から筆者作成。

(注) 額に関して四捨五入している。

イスラーム銀行はコンベンショナルな制度のなかにあり、そこの法に従うなかでシャリーアに反してしまうが、そうならないよう、中央銀行やその他のコンベンショナルな銀行とムダーラバ契約を結んで対応している。

- ③事前確定利子付きの政府短期証券を購入していること。これに関しては、低リスクの政府短期証券 (Treasury Bills) の購入はグローバル化による国際的に合意された自己資本比率 (10%) をクリアするのに必要であると、イスラーム銀行を擁護すべき点もある。イスラーム銀行側も、その購入は比較的の高い収益を得られるので、その取引の必要性を顧客に説明している。
- ④短期的なムラーバハが主体で、そのマーク・アップは金利以外の何者でもないこと。しかしながら、イスラーム銀行を擁護すべき点として、財を介在させる取引であるムラーバハはイスラーム銀行にとって、比較的にリスクが小さく、また市場にも貿易や消費者金融として需要があり、その取引の拡大は、民間銀行としての経営に必要な戦略である。そして、中長期にはイスラーム金融取

引の基本である損益分配方式を用いた生産部門への貸出を増大するためムダーラバやムシャーラカの役割を高めることは重要ではあるが、それにはプロジェクト管理や人材育成で課題が多く、まだ過渡期にあるといえよう (Mohieldin [1997])。

おわりに

エジプトにおけるイスラーム金融の展開をみると、フォーマルおよびインフォーマルの金融機関の規模は1980年代前半までには急速に拡大し、エジプト政府・中央銀行を震撼させるほどになったものの、その後はその実践での問題が生じ、その発展は急速に後退することになった。そして、イスラーム銀行は社会の特定の層とだけ取引するようになり、コンベンショナルな銀行がこれらに乗り、金融活動のシェアを回復してきた。このような過程で、コンベンショナルな銀行の活動が決してシャリーアに反しているわけではないというファトワの影響があることは明らかである。そして、イスラーム銀行といっても、実態はコンベンショナルな銀行と変わらず、違いは名前だけだという確信が広がったように思える。

このような状況で、イスラーム銀行は特定の固定層との安定的な取引だけで満足しているわけではなく、有力なイスラーム銀行はコンベンショナルな銀行との市場シェア獲得競争に積極的な戦略を打ち出している。そのために支店網の拡充、IT化など利便性を高めるとともに、投資のパフォーマンスをいかに高めるか、金利変動、信用リスク、為替レート変動リスクなどをいかに管理するかを重要としており、そのための人員の獲得や教育・訓練を緊急の課題として取り組んでいる。そして、現時点ではイスラーム銀行の再編を経て、多くの店舗はIT化の進んだ近代的店舗に変貌しつつある。これらにより顧客の流出を防ぎながら一層その金融業務を拡大するという戦略がみて取れる。

[注]

- (1) アラブ人名の英語表記（そしてカタカナ表記）は文献リストにより異なる。たとえば、エル＝ナッガールはエジプト方言による表記であり、多くの文献はこれを採用しているため本稿でもこれを採用している。ただし、正則アラビア語によるアル＝ナッジャール（Al-Najjar とか Al-Najar）と記す場合もある。本稿ではこのエル＝ナッガール以外は正則アラビア語で表記するよう努めた。ただし、雑誌名の *Rose el-Youssef* に関しては同誌自身の表記に従っている。その他では、引用した *El-Gamal* も本人の HP による表記である。
- (2) 1954年10月にナーセル首相の暗殺未遂事件があり、ムスリム同胞団の企みとされ、そのメンバーは大規模に肅正された。その後ナーセルは国内の全権を掌握し大統領となった。近年のイスラーム銀行の設立にはムスリム同胞団も貢献したが、現在ではその関与はない（Soliman [2004:268-269], Malley [2004:191-192]）。ムスリム同胞団の神学的な指導者である Yusuf al-Qaradawi（エジプトからカタールへ移住）はイスラーム金融の支持者である。
- (3) 近年では、1991年に1億ポンド、1996年に3億ポンド、1998年に3億5000万ポンドと推移している。
- (4) なお、個別の融資の内容をみると、たとえば協同組合住宅の取得では、融資上限8000ポンドで、金利に相当するアードは年率6%である。返済期間は5年以内で、担保は月給や年金で、その振込が条件になる。結婚費用では月給の8倍まで、上限720ポンドである。
- (5) その他、公共部門銀行3行、外国銀行支店7行、特殊銀行3行があり、総銀行数は39行である。なお、2006年に公共部門銀行のアレクサンドリア銀行がイタリア系銀行に売却され（民営化）、公共部門銀行は4行から3行に減少している。
- (6) 同法は、①銀行・信用法（法律1957年第163号）、中央銀行法（法律1975年第120号）、口座秘密法（法律1990年第205号）、外貨取引規制法（法律1994年第38号）、民間部門の公共部門銀行出資に関する法（法律1998年第155号）を統合したものの。
- (7) 銀行部門改革に関して、政府およびエジプト中央銀行は2004年9月に①銀行部門の自主的・強制的統合、②国営銀行の再建・リスク管理強化、③銀行部門の不良債権の整理、④エジプト中央銀行の監督部門の強化を軸とした政策を打ち出した。とくに、Basel Iによる銀行の資本増強（最低資本金の1億ポンドから5億ポンドへの増額）を厳重に実行することになったが、この3行はそれを満たせず、最終的にエジプト中央銀行の手で統合となった。
- (8) タンターウィー師は学者としての功績は高く評価され、ファトワーに関しても、保守的な立場をとらず、常に今日的な視点から意見を表明している。このため、

アル=アズハルの保守的グループとは対立することが多い。その立場はリベラルであると言われるが、ムバーラク大統領に忠実なことはアル=アズハル（最高位の役職も大統領が任命する）の宗教的な権威、自立性を損なうとの批判もある。イスラーム急進派はもとより穏健化したムスリム同胞団（政治活動においては非合法）、アル=アズハルの保守派（Front）のイスラーム勢力とも対立している（Kienle [2001:1123-114], *Al-Ahram Weekly Online*, 23-29 July 1998 など）。

- (9) *Rose el-Youssef*, No.3887, 7-13 December 2002, pp.18-21 による。なお、同誌はイスラーム銀行を経済発展の妨げになる、イスラーム銀行からイスラームの名を除去すべきである、などの過激な論を展開している。

[参考文献]

< 外国語文献 >

- Banque Misr [2008] *An Introduction to Islamic Banking Concept* (<http://www.banquemisr.com/sites/EngBM/Pages/IslamicBankingGeneralBackGround.aspx>, 2010年1月19日アクセス).
- Faisal Islamic Bank of Egypt (FIBE) [n.d.] *Laws of Establishment and Statutes*, Cairo: FIBE, Arabic and English.
- Farooq, Mohammad O. [2005] *The Riba-Interest Equation and Islam: Reexamination of the Traditional Arguments* (http://globalwebpost.com/farooqm/writings/islamic/exploitation_interest.html, 2009年2月26日アクセス).
- El-Gamal, Mohmoud A [2003] *Interest and the Paradox of Contemporary Islamic Law and Finance*, *Fordham International Law Review* (<http://cc.bingj.com/cache.aspx?q=e1+gamal+interest&d=4791177802810849&mkt=ja-JP&setlang=ja-JP&w=f7441112,9677e8e9>, 2009年2月26日アクセス).
- Kazarian, Elias G. [1993] *Islamic versus Traditional Banking*, Oxford: Westview Press.
- Kienle, Eberhard [2001] *A Grand Delusion*, London: I.B.Tauris.
- Mallat, Chibli [1996] "Tantawi on Banking Operation in Egypt," Muhammad K. Masud, *Islamic Legal Interpretation: Mufti and Their Fatwas*, Cambridge: Harvard University Press, pp.286-96.
- Malley, Mohammed [2004] "A Case Study of the Relationship between Islamic Finance and Islamist Politics," in Clement M Henry and Rodney Wilson eds., *The Politics of Islamic Finance*, Edinburgh: Edinburgh University Press.
- Mayer, Ann E. [1985] "Islamic Banking and Credit Policies in the Sadat Era: The Social Origins of Islamic Banking in Egypt," *Arab Law Quarterly* Vol. 1, No. 1, November, pp.32-50 (再版 Tim Niblock and Rodney Wilson eds. *The Political Economy of the Middle East*, Cheltenham: Edward Elgar, 1999, Vol. 3, pp 349-407).

- Ministry of Social Solidarity (MSS) [n.d.] *Bank Nāṣer al-ijtimāʿī (Nasser Social Bank)* ([http://www.mss.gov.eg/MSS/ar-EG/Authorities_affiliated_to_the_ministry/Nasser Social Bank](http://www.mss.gov.eg/MSS/ar-EG/Authorities_affiliated_to_the_ministry/Nasser_Social_Bank), 2010年4月20日アクセス).
- Mohieldin, Mahmoud [1997] *Islamic Finance in Egypt*, Cairo: Egyptian Center for Economic Studies.
- Al-Najjar, Ahmad [1985] *The Movement of Islamic Banks*, Cairo: Sprint (Arabic).
- Nasser Social Bank [n.d.] *Bank Nāṣer al-ijtimāʿī (Nasser Social Bank)*, Cairo.
- Ready, R K, [1967] “Interest-Free Banks and Social Change: A Study of the Town of Mit Ghamr, the Village of Dondait and the Mit Gamr Savings Bank Project (Interest-Free Local Banks),” unpublished manuscript.
- Siddiqi, Muhammad N. [1981] *Muslim Economic Thinking: A Survey of Contemporary Literature*, Leicester: Islamic Foundation.
- Soliman, Samer [2004] “The Rise and Decline of the Islamic Banking Model in Egypt,” Clement M Henry and Rodney Wilson eds., *The Politics of Islamic Finance*, Edinburgh: Edinburgh University Press.